

## 災害時における災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における千葉国道事務所所管施設等の早期情報収集及び災害応急対策（以下「業務」という。）及び雪害時における所管施設の除雪作業（以下「作業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第１条 本協定は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・水害・雪害等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、「業務」及び「作業」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員等について、双方がその確保及び出動の方法を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

## （実施区間）

第２条 「業務」及び「作業」の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇から〇〇

- 災害等の状況により甲は乙に対し、必要として上記に規定する実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。
- 都区内で震度６弱以上を観測した場合（以下「首都直下地震時」という）、協定の定めのない区間について甲又は乙から出動を要請出来る。

## （協力要請）

第３条 甲は「所管施設」に災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「業務」の協力を要請することができるものとする。

- 甲は「所管施設」に降雪による被害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「作業」の協力を要請することができる。

## （建設資機材等の報告）

第４条 本協定締結時に乙は、あらかじめ「業務」及び「作業」の実施に際し、稼働可能な建設資機材及び人員の数量（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲へ書面により報告するものとする。また、「建設資機材等」並びに体制については毎年度４月と１０月に甲へ書面により報告するものとする。

- 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、又は甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 甲は、甲が保有する「建設資機材等」について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり相互に「建設資機材等」を提供するものとする。

(業務内容)

第6条 甲が、乙に対し要請を行う「業務」の内容は以下の通りである。

① 緊急点検 (パトロール)

「所管施設」等に災害が発生又は発生が予想される場合における損傷箇所等被害の把握と報告を行う。

緊急点検においては、「所管施設」等の損傷箇所や交通渋滞等の事象を確認する度に報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、又は危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし、必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 災害対策基本法第76条6に基づく業務

⑥ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検(パトロール)及び甲乙間の情報連絡訓練や甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練等を行う。

(出動の要請)

第7条 甲は、第3条により乙に協力を要請する場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能で乙が被害状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。

2 第6条における緊急点検については、第2条における実施区間の近傍(別途参照)で震度6弱以上を観測した場合、甲からの出動要請があったものとみなし、緊急点検を開始すること。

3 乙は、自らの判断で出動した場合、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

(業務の指示等)

第8条 「業務」の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第7条第1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

2 前項のただし書きにおいて、甲と連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲へ報告するものとする。

3 「首都直下地震時」による「業務」の監督は、甲より別途通知する。

4 「首都直下地震時」により出動した場合は、第2条に定める実施区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について出張所長に報告するものとする。

(作業内容)

第9条 甲が乙に対し要請を行う「作業」は、車道及び歩道等における除雪・排雪・凍結防止材の散布及び甲の指示に基づく作業とする。

(作業の出動要請)

第10条 甲は、乙に対し第2条の実施区間の除雪作業のための出動要請を電話もしくは書面の方法により指示するものとする。

(作業の指示)

第11条 「作業」の指示は甲が行うものとし、出張所長が監督を行うものとする。乙はその指示に従うものとする。

(作業の実施)

第12条 乙は第10条に基づく出動の指示があった場合には、直ちに出勤し作業区間の除雪作業に着手するものとする。

(業務又は作業の報告)

第13条 乙の現場責任者は、「業務」又は「作業」の間での作業状況及び完了時に、出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務又は作業の実施報告)

第14条 乙の現場責任者は、「業務」又は「作業」完了後、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 第6条の緊急点検（パトロール）については、甲の指示する日報様式（ルート及び時刻、又は徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で使用した建設資機材等の報告を  
求めることができるものとする。

(契約の締結)

第15条 甲は、第7条に基づき乙に出動要請（第7条（出動の要請）2項及び3項  
及び第10条（作業の出動要請）を含む）したときは、遅滞なく随意契約を締  
結するものとする。

(費用の請求)

第16条 乙は「業務」又は「作業」完了後、（防災訓練は除く）当該業務又は作業に  
要した費用の見積書を出張所長経由で甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第17条 甲は、第16条による見積書の内容を精査し、契約書に基づきその費用を支  
払うものとする。

(損害の負担)

第18条 「業務」又は「作業」の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由によ  
り第三者に損害を及ぼしたとき、又は「建設資機材等」に損害が生じたときは、  
乙はその事実の発生後、速やかにその状況を書面により報告し、その処置につ  
いて甲乙協議して定めるものとする。

(緊急通行車両)

第19条 本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登  
録可能な車両を事前に届け出るものとする。

(身分証明書の発行)

第20条 災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証  
明書」を携帯するものとする。

(有効期限)

第21条 この協定の期間は、平成29年10月1日から平成32年9月30日までと  
する。

(協定の解約)

第22条 甲乙において、協定を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ  
協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請  
等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(その他)

第23条 災害の被害状況等により、第6条で規定する以外の業務内容又は第2条で規定する以外の区間についても「業務」及び「作業」を実施できるものとする。  
この場合においては、直接の指示および監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

2 乙は、甲以外の事務所（以下「丙」という。）及び丙の要請を受けた業者と現地で遭遇した場合は、連絡調整を図ると共に相互協力するものとする。

3 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。

4 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年 9月 ○日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
千葉国道事務所長 八尾 光洋 印

乙

印

別紙

出張所	気象庁震度観測点（平成 29 年 4 月 1 日現在）
千葉出張所	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、東金市
酒々井出張所	香取市、成田市、佐倉市、四街道市、酒々井町
木更津出張所	館山市、木更津市、袖ヶ浦市、富津市、南房総市、鋸南町
柏維持修繕出張所	松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、白井市
船橋出張所	千葉市、八千代市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市
BCP 関連	葛飾区、江戸川区、春日部市、稲敷市

災害時における災害応急対策業務に関する協定書  
(②⑤②⑨③①区間の場合)

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における千葉国道事務所所管施設等の早期情報収集及び災害応急対策（以下「業務」という。）及び雪害時における所管施設の除雪作業（以下「作業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・水害・雪害等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、「業務」及び「作業」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員等について、双方がその確保及び出動の方法を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（実施区間）

第２条 「業務」及び「作業」の実施区間は、以下のとおりとする。

船橋出張所管内 国道３５７号 〇〇から〇〇

- 災害等の状況により甲は乙に対し、必要として上記に規定する実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。
- 都区内で震度６弱以上を観測した場合（以下「首都直下地震時」という）、協定の定めのない区間について甲又は乙から出動を要請出来る。

（協力要請）

第３条 甲は「所管施設」に災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「業務」の協力を要請することができるものとする。

- 甲は「所管施設」に降雪による被害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「作業」の協力を要請することができる。

（建設資機材等の報告）

第４条 本協定締結時に乙は、あらかじめ「業務」及び「作業」の実施に際し、稼働可能な建設資機材及び人員の数量（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲へ書面により報告するものとする。また、「建設資機材等」並びに体制については毎年度４月と１０月に甲へ書面により報告するものとする。

- 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、又は甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 甲は、甲が保有する「建設資機材等」について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり相互に「建設資機材等」を提供するものとする。

(業務内容)

第6条 甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は以下の通りである。

① 緊急点検 (パトロール)

「所管施設」等に災害が発生又は発生が予想される場合における損傷箇所等被害の把握と報告を行う。

緊急点検においては、「所管施設」等の損傷箇所や交通渋滞等の事象を確認する度に報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、又は危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし、必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 災害対策基本法第76条6に基づく業務

⑥ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検(パトロール)及び甲乙間の情報連絡訓練や甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練等を行う。

(出動の要請)

第7条 甲は、第3条により乙に協力を要請する場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能で乙が被害状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。

2 第6条における緊急点検については、第2条における実施区間の近傍(別途参照)で震度6弱以上を観測した場合、甲からの出動要請があったものとみなし、緊急点検を開始すること。

3 「首都直下地震時」は甲より要請があったとみなし体制を構築し、事前に定められた場所に集合し、甲の指示に従い、都心方向への道路啓開及び応急復旧を行

うものとする。なお、第7条2項と並列の場合（都内及び県内で震度6弱以上を観測をした場合）は、3項を優先するものとする。

- 4 乙は、自らの判断で出動した場合、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

（業務の指示等）

第8条 「業務」の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第7条第1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

- 2 前項のただし書きにおいて、甲と連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲へ報告するものとする。

- 3 「首都直下地震時」による「業務」の監督は甲より別途通知する。

- 4 「首都直下地震時」により出動した場合は、第2条に定める実施区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について出張所長に報告するものとする。

（作業内容）

第9条 甲が乙に対し要請を行う「作業」は、車道及び歩道等における除雪・排雪・凍結防止材の散布及び甲の指示に基づく作業とする。

（作業の出動要請）

第10条 甲は、乙に対し第2条の実施区間の除雪作業のための出動要請を電話もしくは書面の方法により指示するものとする。

（作業の指示）

第11条 「作業」の指示は甲が行うものとし、出張所長が監督を行うものとする。乙はその指示に従うものとする。

（作業の実施）

第12条 乙は第10条に基づく出動の指示があった場合には、直ちに出勤し作業区間の除雪作業に着手するものとする。

- 2 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び使用した建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

（業務又は作業の報告）

第13条 乙の現場責任者は、「業務」又は「作業」の間での作業状況及び完了時に、出張所長へその旨を報告するものとする。

（業務又は作業の実施報告）

第14条 乙の現場責任者は、「業務」又は「作業」完了後、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 第6条の緊急点検（パトロール）については甲の指示による日報様式（ルート及び時刻、又は徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（契約の締結）

第15条 甲は、第7条に基づき乙に出動要請（第7条（出動の要請）2項及び3項及び第10条（作業の出動要請）を含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（費用の請求）

第16条 乙は「業務」又は「作業」完了後、（防災訓練は除く）当該業務又は作業に要した費用の見積書を出張所長経由で甲に提出するものとする。

（費用の支払）

第17条 甲は、第16条による見積書の内容を精査し、契約書に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第18条 「業務」又は「作業」の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は「建設資機材等」に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

（緊急通行車両）

第19条 本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前に届け出るものとする。

（身分証明書の発行）

第20条 災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（有効期限）

第21条 この協定の期間は、平成29年10月1日から平成32年9月30日までとする。

(協定の解約)

第22条 甲乙において、協定を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(その他)

第23条 災害の被害状況等により、第6条で規定する以外の業務内容又は第2条で規定する以外の区間についても「業務」及び「作業」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示および監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

2 乙は、甲以外の事務所（以下「丙」という。）及び丙の要請を受けた業者と現地で遭遇した場合は、連絡調整を図ると共に相互協力するものとする。

3 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。

4 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年 9月 ○日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
千葉国道事務所長 八尾 光洋 印

乙 ○ ○ ○ ○

印

別紙

出張所	気象庁震度観測点（平成 29 年 4 月 1 日現在）
千葉出張所	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、東金市
酒々井出張所	香取市、成田市、佐倉市、四街道市、酒々井町
木更津出張所	館山市、木更津市、袖ヶ浦市、富津市、南房総市、鋸南町
柏維持修繕出張所	松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、白井市
船橋出張所	千葉市、八千代市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市
BCP 関連	葛飾区、江戸川区、春日部市、稲敷市